

環境・文化センター四万十楽舎管理運営業務仕様書

1 趣旨

本仕様書は、環境・文化センター四万十楽舎（以下「四万十楽舎」という。）の管理運営業務を指定管理者が行うにあたり、四万十市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が指定管理者に要求する管理運営の業務内容及びその基準を定めることを目的とする。

2 管理運営に関する基本的な考え方

四万十楽舎を管理運営するにあたり、次に掲げる項目に沿って行うこと。

- (1) 四万十楽舎の設置目的に基づき、行政の代行として基本姿勢に立ち適正な管理運営を行うこと。
- (2) 公の施設であることを常に念頭に置いて、利用者への奉仕及び公平なサービスの提供に努めること。
- (3) 利用者の意見を管理・運営に反映させること。
- (4) 四万十楽舎の利用促進に努めること。
- (5) 利用者のサービス向上に努めること。
- (6) 個人情報の保護を徹底すること。
- (7) 効率的かつ効果的な管理運営を行い、経費の縮減に努めること。

3 施設の概要

- | | |
|-----------|---|
| (1) 名 称 | 環境・文化センター四万十楽舎 |
| (2) 所 在 地 | 四万十市西土佐中半408番地1 |
| (3) 建物概要 | 鉄筋コンクリート3階建て、延べ床面積746.0㎡ |
| (4) 施設概要 | 客室（宿泊）（収容人員：6人×6室、4人室、3人室、2人室）、
研修室（収容人員10人程度） |

4 利用日時

(1) 開館時間

- ア 客室（宿泊）午後2時から翌日午前10時まで。
- イ 研修室 午前8時30分から午後5時30分まで。

(2) 休館日

- ア 水曜日
- イ 12月28日から翌年1月4日までの期間
ただし、7月から9月までの期間は休館しないこととする。

5 指定期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日まで。

6 業務内容

(1) 施設の運営に関する業務

- ア 四万十楽舎の利用許可申請受付及び許可に関する業務
- イ 上記アに係る利用料金徴収事務に関する業務
- ウ 事故等が発生した場合は、適正な措置を講じ、速やかに委託者に報告すること。

(2) 施設及び設備の維持管理に関する業務

- ア 多目的広場の維持管理に関する業務
- イ 別表既存備品一覧表内の備品や用具等の点検及び収納に関する業務
- ウ 四万十楽舎内及びトイレの清掃や多目的広場等の散乱しているゴミの収集に関する業務
- エ 事故防止を図るための施設内巡回に関する業務

(3) 従業員の配置等に関すること

- ア 四万十楽舎の的確な管理運営を行うために必要な職員の配置は、午前8時30分から午後5時30分までは2名以上、午後5時30分から午後9時までは2名以上、午後9時から翌日8時30分までは1名以上とする。
- イ 従業員の勤務形態等については、労働基準法及び労働安全衛生法、その他関係法令を遵守し、管理運営に支障のないように配置する。
- ウ 従業員に対して必要な研修を実施すること。

7 経費等について

(1) 管理経費

- ア 指定管理業務に係る費用は、支払わないものとする。
- イ 施設の利用料金及び活用事業への参加者から徴収する参加費等（実費相当額）による料金収入はすべて指定管理者の収入とする。

(2) 事業実績報告等

会計年度終了後、60日以内に事業実績報告を行うこと。

(3) 経理規定

指定管理者は経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

(4) 立入検査

教育委員会は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

8 物品の帰属等

施設の管理運営に欠くことができない物品で、現に存するものについては、一覧表を作成のうえ、教育委員会が貸与する。貸与した物品は、常に良好な状態に保つものとし、必要に応じて修繕及び補充を行わなければならない。

9 責任分担の考え方

責任分担の基本的な考え方は、次のとおりとする。なお、詳細は協定の締結の際に定めるところとする。

項目	指定管理者	教育委員会	備考
施設、設備、備品等の維持管理	○		
行為（利用）の許可	○		行政財産の目的外使用許可は除く
施設の修繕（小規模）	○		1件10万円未満のもの
施設の修繕（大規模）		○	1件10万円以上のもの
事故・火災等による施設の損傷及び被災に対する責任	○	○	第1次責任は指定管理者が有する
施設に対する各種保険の加入		○	建物に対する火災保険
利用者に対する保険	○		
包括的管理責任		○	

10 法令の遵守

四万十楽舎の管理運営にあたっては、本仕様書のほか、次に掲げる法令に基づかなければならない。

- (1) 地方自治法（昭和22年法律第67号）
- (2) 四万十楽舎設置条例（平成17年四万十市条例第102号）
- (3) 四万十楽舎設置条例施行規則（平成17年四万十市規則第162号）

その他関連する法令等がある場合は、それらを遵守することとする。

11 注意事項

四万十楽舎を管理するにあたっては、次に掲げる項目に留意して円滑に実施すること。

- (1) 公の施設であることを常に念頭に置いて公平な運営を行うこととし、特定の個人・団体等に有利あるいは不利になる運営をしないこと。
- (2) 四万十楽舎の利用許可に関して、暴力団の活動に利用される疑いのある場合は、教育委員会と協議のうえ、適正に事務を処理すること。
- (3) 指定管理者の変更があった場合は、責任を持って次期管理者に業務の引継ぎを行うこと。
- (4) その他、この仕様書に記載のない事項については教育委員会と協議を行い決定する。